

こうとう民報

2018年11月号 No.168

江東区の職場・地域、議会などくらし・平和を守る運動をご紹介します。

発行 こうとう民報編集委員会
責任者 猪又 武夫
住所 江東区東陽2-3-5-203
電話3648-5155 FAX3648-5137
ホームページ
http://www.koto-minpo.jp/



安倍内閣は退陣を!

写真：(左) 亀戸駅北口 (上) 西大島ダイエー前



11月4日、江東市民連合と大島の会、下町亀戸9条の会などが、西大島ダイエー前で「東京大空襲で焦土となった江東区民は、9条改憲を許しません!」「安倍内閣を退陣させましょう」と、「3000万人署名」に20人が参加、50筆が寄せられました。また10日には亀戸駅北口で下町亀戸9条の会が「9条改憲で、戦争をする国にはいけません」と宣伝。署名行動には16人が参加、14筆の署名が寄せられました。

江東区労連第36回秋の学習と交流のついで

「パワハラ問題に労組はどう応えるか」

新村響子弁護士の講演と職場からの報告

江東区労連は11月5日、第36回秋の学習と交流のついでを開催。「パワハラ問題に労組はどう応えるか」をテーマに東京都労働組合センター亀戸事務所との共催で、新村(にいむら)響子弁護士(旬報法律事務所)が講演し、公共一般江東支部、都教組江東支部、地域労組こうとうなど5労組・団体が経験報告しました。参加者は19団体から61人。



日本労働弁護団事務局次長でもある新村弁護士は講演の最初に「パワハラを定めた法律はない」と明言。続けて「定義自体も漠然としていて、特に中小企業では対策をしないという状況が続いている」と指摘し、17ページに及ぶ詳細なレジメを使い、厚生労働

韓国フィールドワークに参加して(下) 特別寄稿 江東市民連合事務局長 岡田光司

今回の訪問の感想の二つ目は、市民民主主義を生み出したキャンドル革命の内実と、市民民主主義を支える基盤と現在の到達の一端に触れたことだ。
ソウル特別市の市長(日本では東京都知事)は2011年以来、弁護士の朴元淳(パク・ウォンスン)。韓国の市民運動センター「参与連帯」創立者です。ソウル市庁舎で趙誠柱(チョ・ソンジュ)労働政策担当官から、労働行政が体系的に民主化されている話を伺いました。ソウル市公共部門の非正規雇用7296人を正規雇用に転換(17年1月)、最低賃金を超える生活賃金制を導入し18年に

劇評

暦の上では立冬を過ぎてポカポカの陽気がつづきましたが、この頃、ようやく晩秋の気配が訪れてきました▼10月30日、

戦時中に強制的に徴用された韓国人への損害賠償を、新日鉄住金に命じる韓国最高裁判決。その報道に、本土決戦にそなえ6000人の朝鮮人を酷使した松代大本営地下壕を思い浮かべます▼この判決直後に「1965年の協定で解決済み」といきりたつ首相や外相の発言は、当時、強制連行された中国人への賠償を西松建設に命じた07年の日本の最高裁判決など、両国の政府間協定では被害者個人の請求権は消滅しないことへの無知をさらけ出しただけでした▼衆院では、財界が要求する外国人労働者受け入れのための入管法改定案が審議入り。そこでは、外国人技能実習生が低賃金と劣悪な労働条件などの理由で、去年だけでも7089人も失踪している事実が指摘されました。侵略と植民地支配への反省がないことで、人権無視の過重労働による搾取に、「日本が嫌いになった」といわれました。日本の労働者にとっても、貧困と格差をひろげることで、大きな障害になります▼いま切実な課題は、全国知事も求める日米地位協定の見直しです。安保条約による軍事同盟に固執し、世界に例のない屈辱的協定によって国家主権を投げ出し、国民の命やくらしをかえりみない政権に、一日も早く退場の審判を!

議会報告

日本共産党が行う条例提案は区政を動かし、区民要求を実現する大きな力になってきました。

日本共産党区議団は、これまで34件の条例案を提出してきました。子どもの医療費助成制度は日本共産党区議団が7名から9名に前進した1992年に行った区政史上初と

なる条例提案がきっかけになりました。

また今年から就学援助(経済的な理由で義務教育を受けさせることが困難な家庭に対

区政を動かす

日本共産党区議団の条例提案

する経済支援)を受けている世帯に対する入学準備金の支給時期が改善されたのに続き、来年3月から支給額も約2倍に引き上げられました。これ

は2016年の12月議会での共産党区議団の条例提案と保護者の方々の様々な運動が合わさって実現したものです。

共産党の提案に対し、自民

党は「条例化は必要ない」との理由で反対、公明党は「私

立に行く子がいる」こと「転出した時に重複支給になる」として反対、立憲民主党や国

力です。

この条例案に対する各党の

姿勢を見れば、このたびの制度改善が進んだことは、日本共産党の提案がきっかけになったことは明らかです。

損害の内容なども詳しく紹介するとともに、録音や写真、メールの履歴、メモや日記、診断書・カルテなど客観的な証拠を確保することが大切であることを指摘しました。

最後に、ILO(国際労働

機関)ではハラスメント(嫌がらせ、いじめ)規制の国際基準の議論が進んでおり、日本でもパワハラ、セクハラ、マタハラをなくす「職場のハラスメント防止法」を作ろうと呼びかけました。

どう止める?安倍改憲

江東市民連合1周年の集い

11月4日、「江東市民連合発足1周年記念のつどい」が総合市民センターで開かれました。つどいは会の共同代表の古今亭菊千代さん(落語家)のビデオメッセージ、宇都宮健児弁護士と右崎正博獨協大名菅教授が、「安倍改憲ストップ!」をテーマにクロストークを行い、会の活動報告と当面の課題では国政だけでなく江東区政にも関心をもちたいことが強調されました。97人が参加しました。

右崎氏は、「安倍首相は臨時国会の所信演説で憲法審査会に自民党が具体的な改憲案を示すと述べ、自衛隊員が誇りを持って平和を全うできる環境を整えると言っている。しかし、行政府の長である総理大臣が国会で改憲を呼びかける発言をしてはならない。憲法擁護義務に反する発言で認められない」と厳しく批判しました。

宇都宮氏は、「改憲勢力が優勢かといえは必ずしもそうではない。参院では、公明党の協力を得なければ3分の2に達せず、改憲案提出の世論調査では、反対が51%、賛成は34%。世論を後押しするために、『3000万人署名』をやりきることが大切だ」と強調。

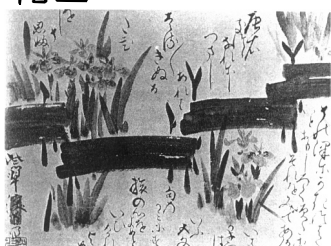
さらに「安倍内閣発足以来、憲法違反の法律を次々と強行採決し、今年9月には自衛隊高級幹部会議や観閲式で9条改憲を強くにじませる

発言を繰り返した。実力組織である自衛隊員を前にしての発言は自衛隊の政治利用で、ここでも憲法違反の発言だ」と厳しく指摘しました。

改訂 江東風土記抄 (4)

第1部 深川北西部 おがた けんざん 尾形乾山 (1663~1743)

乾山筆 八つ橋図



京都で生まれ育った乾山が江戸に出たのは、1731(享保16)年で69才。兄光琳が世話になった深川冬木家の紹介により、画家観嵩月の父で深川六間堀の材木商坂本米舟のもつ長屋に住むことになりました。

乾山は、入谷に窯をもち、1743(寛保3)年6月2日に81才で没するまで、江戸で陶器をつくり絵を描いて過しました。江戸での乾山の芸術は、陶器や絵画に清新な意気に満ちた優作をみごとに実現しているといわれました。

絵画では、「八つ橋図」は光琳の「燕子花図」屏風とおなじ燕子花をあつかい、橋も花も形にとらわれず、そのかもしだす情緒を表現しているようですし、「薄図」では乾山の夢を象徴し、「十二月和歌花鳥図」になると、書と画が一体となった「幽玄」をきわめた作品になっています。

陶芸でも、「色絵 草花絵大平鉢」のような華麗な大作もあり、晩年の乾山は、いわば満開の花を絢爛と咲かせたと評価されています。

それというのも、沈滞した古都を離れて、新興の江戸の社会に身を投じたからでしょう。江戸の下町には、乾山に花をひらかせる活気があったのです。乾山の墓は上野の善養寺にあります。

(注)1976(昭和51)年発行の「江東の歴史」(江東区教育委員会社会教育課)には、「乾山は、1714(正徳4)年、江戸に出て入谷に住んで製陶した」という記述があります。

この風土記では、「古画備考」の「乾山晩年、六間堀築嶋屋(材木屋坂本米舟事)許へ来り、其ノ長屋ニテ、独居シテ陶器ヲ製ス」と観嵩月の話を紹介しています。

この風土記でも、乾山が20年間を江戸に住んでいたと述べているので、上京したのは61才と推定されるでしょう。



宇都宮氏(左)と右崎氏

江東社保学校



講演する板垣淑子さん

議会、区長をどう変えるか考えないといけない。沖縄では県民が翁長さんの遺志を継いだ知事や

「見えない貧困」の真実

11月9日、総合市民センター・レクホールで江東社保学校が開かれ、子どもに広がる「見えない貧困」の真実をテーマに、NHK名古屋放送局報道部チーフ・プロデューサーの板垣淑子さんが講演。130人が参加しました。

子どもの6人に1人が「相対的貧困」と言われる

日本。しかし、具体的に何に困り、どういった支援が必要なのか明らかにされておらず、板垣さんは、16年度に自治体や国の初めての大規模調査で、「新しい服が買えない」「アルバイトで家計を支えている」など具体的な状況が初めて可視化された「見えない貧困」の実像を紹介しました。

板垣さんは、「子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るために、社会全体で問

題を共有し、すぐに有効な手を打っていくこと。フードバンクや子ども食堂などは、いま大切です」と述べました。

悪政からくらしを守る防波堤

住民本位の自治体を

11月13日、総合市民センターで、平和・民主・革新の日本をめざす江東懇話会(江東革新懇)主催の2018年秋の学習交流会が開催され、35人が参加しました。都留文科大非常勤講師で、東京自治問題研究所の川上哲(さとし)氏が「憲法をくらしに活かす地方自治―地方自治をめぐる情勢と課題」と題して講演しました。

川上氏は、内閣府の審議会「第32次地方制度調査会」の議論のたたき台となった「自治体戦略2040構想」(総務省設置の研究会報告。2018年)の衝撃的な内容を紹介しました。

この構想は単なる「改革」ではなく、自治体の在り方を根本的に見直すもので、特に、人口減少と若年労働力の減少を前提に、圏域の中心都市が主導して、「従」となる周辺市町村をマネジメントするという、既存の制度、業務を大胆に再構築するものです。



さらに、この構想が、実は自民党の改憲草案と軌を一にしたもの、すなわち国と地方自治体は

参加者から、「涙が出ました」「自分も何かできることをやりたい」などの感想や意見が出されました。

「対等関係」から「役割分担」となり、住民自治はもろろん、団体自治も認められなくなり、例えば辺野古新基地をめぐる沖縄県が国と法的に争うことができなくなることに注意を喚起しました。

川上氏は、本来の地方自治こそが安倍改憲を阻止するよりどころであり、来年の統一地方選挙で、これらの動きに対抗するため、江東区では財政が極めて豊富であることを区民に明らかにしながら、公共サービス切り捨ての地方政治と対決することが重要だと指摘しました。

学習会はこの後、質疑と各界からの発言があり、日本共産党のすがや俊一区議が、「江東区議・区長選挙政策」(こうとう民報11月号外)で、区議団の主な実績と政策を具体的に紹介しました。

予告

元文部科学事務次官
前川喜平さん講演会
2019年1月29日(火) 18時45分
総合市民センター・レクホール
主催：区労連・江東区協・都教組江東支部
(資料代500円)

★行事日程★
○12月2日(日) 13時
◆江東市民連合3千万人署名・宣伝 (亀戸駅北口)
○12月12日(水) 18時30分
◆江東市民連合学習会
「自治体行政の民営化問題を考える」
講師：尾林芳匡弁護士
(総合市民センターサブレクホール)